

令和6年度 倉敷市職員の勤務労働条件に係る交渉の概要

1 交渉対象団体

- (1) 倉敷市職員労働組合
- (2) 自治労倉敷市職員組合
- (3) 倉敷市幼児教育教職員組合

2 交渉・協議日

- (1) 倉敷市職員労働組合との交渉
 - 令和6年10月18日(金) (第1回賃金確定交渉)
 - 令和6年11月15日(金) (第2回賃金確定交渉)
 - 令和6年11月21日(木) (第3回賃金確定交渉・妥結)
- (2) 自治労倉敷市職員組合との交渉
 - 令和6年10月29日(火) (第1回賃金確定交渉)
 - 令和6年11月22日(金) (第2回賃金確定交渉・妥結)
- (3) 倉敷市幼児教育教職員組合
 - 令和6年12月6日(金) (合意)

3 主な交渉項目

(1) 組合側からの主な要求内容

項目	要求内容
人事院勧告関連	・給料の引き上げについては若年層が中心であり、中堅・高齢層の引き上げ幅が非常に少ない。また期末・勤勉手当の引き上げについても、近年の物価上昇に見合うものではないため、人事院勧告を上回る改定を行うこと
会計年度任用職員関連	・報酬及び期末・勤勉手当について、正規職員同様、遡及改定して支給すること

(2) 市当局からの主な提案内容

項目	提案内容
人事院勧告関連	・国の改定に準じて、平均3.0%給料表を改定 ・期末・勤勉手当の支給月数を国に準じてそれぞれ0.05月分引上げ(再任用職員は0.025月分) ・地域手当の支給(令和7年4月1日) ※令和7年度の支給割合2% ・扶養手当の見直し(令和7年4月1日) 等

会計年度 任用職員 関連	・報酬及び期末・勤勉手当について、正規職員に準じて遡及して改定
育児関連 制度	・育児短時間勤務制度の導入（正規職員）

4 交渉における主な論点

項目	組合	市当局
人事院勧 告関連	・中堅・高齢層についても物価上昇を上回る賃金改善を行うべき	・国に準じた内容で改定を行いたい
会計年度 任用職員 関連	・報酬及び期末・勤勉手当の改定について、正規職員同様、遡及して引き上げるべき	・報酬及び期末・勤勉手当の改定については、正規職員に準じて適用したい
その他	・会計年度任用職員について、安心して働けるよう、5年ごとの公募試験をやめるべき	・採用の機会を広く平等に提供する必要がある、現時点では見直す必要はないと考えている

5 主な妥結内容（交渉結果）

項目	妥結内容（交渉結果）				
人事院勧 告関連	・給料表を国に準じて平均3.0%引上げ改定（令和6年4月1日に遡及して適用）				
	・期末・勤勉手当の支給月数を国に準じてそれぞれ0.05月分引上げ（令和6年12月1日から適用） ※再任用職員は0.025月分				
	・令和7年度から地域手当の支給地になることから、地域手当（2%）を支給（令和7年4月1日）				
	・扶養手当の見直し（令和7年4月1日）				
		現行	R7年度	R8年度	R9年度以降
	配偶者	6,500円	3,000円	2,000円	廃止
	子	10,000円	11,500円	13,000円	13,000円
	等				
会計年度 任用職員 関連	・報酬及び期末・勤勉手当について、正規職員に準じて遡及して引上げ改定 ・令和7年度から夏季休暇を4日付与（現行：3日）				
育児関連 制度	・次の4つの勤務形態で育児短時間勤務制度を導入（令和7年4月1日） ※正規職員が対象				

	① 4時間 × 5日 (週 20時間)
	② 4時間45分 × 5日 (週 23時間45分)
	③ 7時間45分 × 3日 (週 23時間15分)
	④ 7時間45分 × 2日と4時間 × 1日 (週 19時間30分)